

アフリカ投資の魅力とリスクマネジメント

ーエジプト、南アフリカ、モロッコをハブとしたアフリカ投資戦略ー

2013年6月

ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

外国法事務弁護士 伊藤(荒井)三奈

mina.arai-ito@bakermckenzie.com

Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise) is a member firm of Baker & McKenzie International, a Swiss Verein with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

© 2013 Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise)

リスクマネジメントから考える投資戦略

多くの企業に共通の最大の懸念
アフリカ投資はリスクが多い



リスクマネジメントの観点からみた投資戦略が必須

アフリカ投資、3つのポイント

I アフリカの投資戦略

II アフリカの投資リスク

III アフリカの地域拠点(ハブ)



I アフリカ投資戦略

I アフリカ投資戦略

魅力あるアフリカ市場 — 巨大なアフリカ市場

国の数: 54か国

人口: 約10億4400万人(2011年)

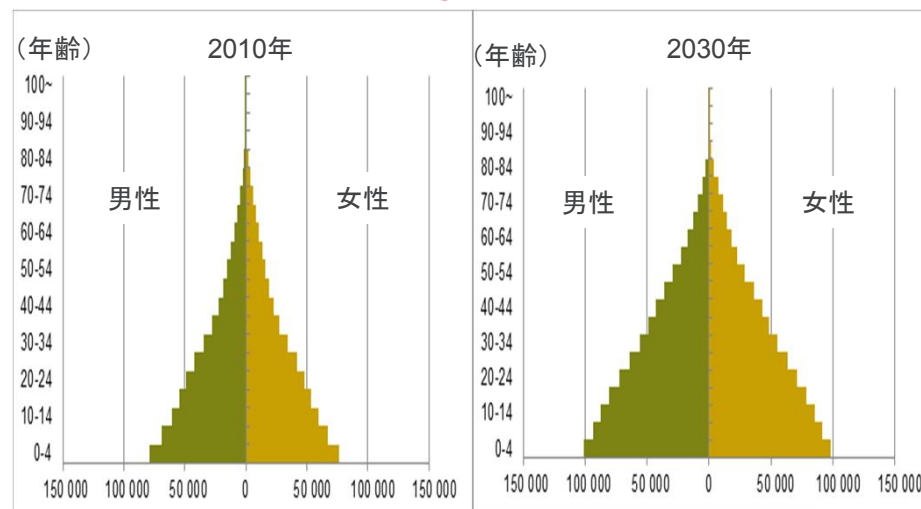
- 将来の推計値
2030年: 約15億人
2045年: 約20億人
- 理想的な年齢別人口構成比
 - ✓ ピラミッド型
 - ✓ 将来にわたって維持

GDP: 約1兆9000億米ドル(2011年)

→ ロシア、インドとほぼ同じ

出典: いずれも国連

© 2013 Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise)

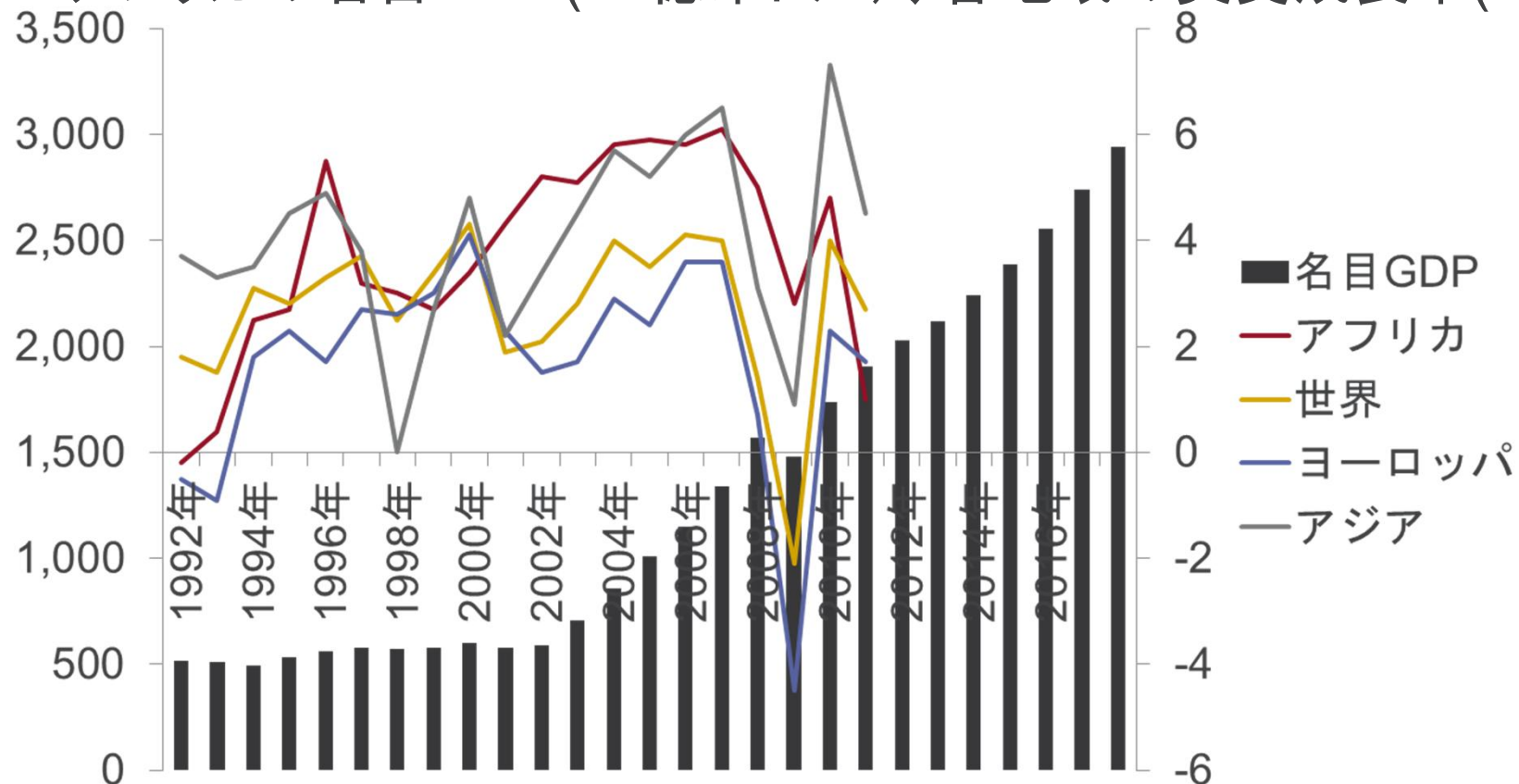


国連経済社会局の推計データを元に弊事務所作成 (千人)

I アフリカ投資戦略

魅力あるアフリカ市場 — 成長するアフリカ市場

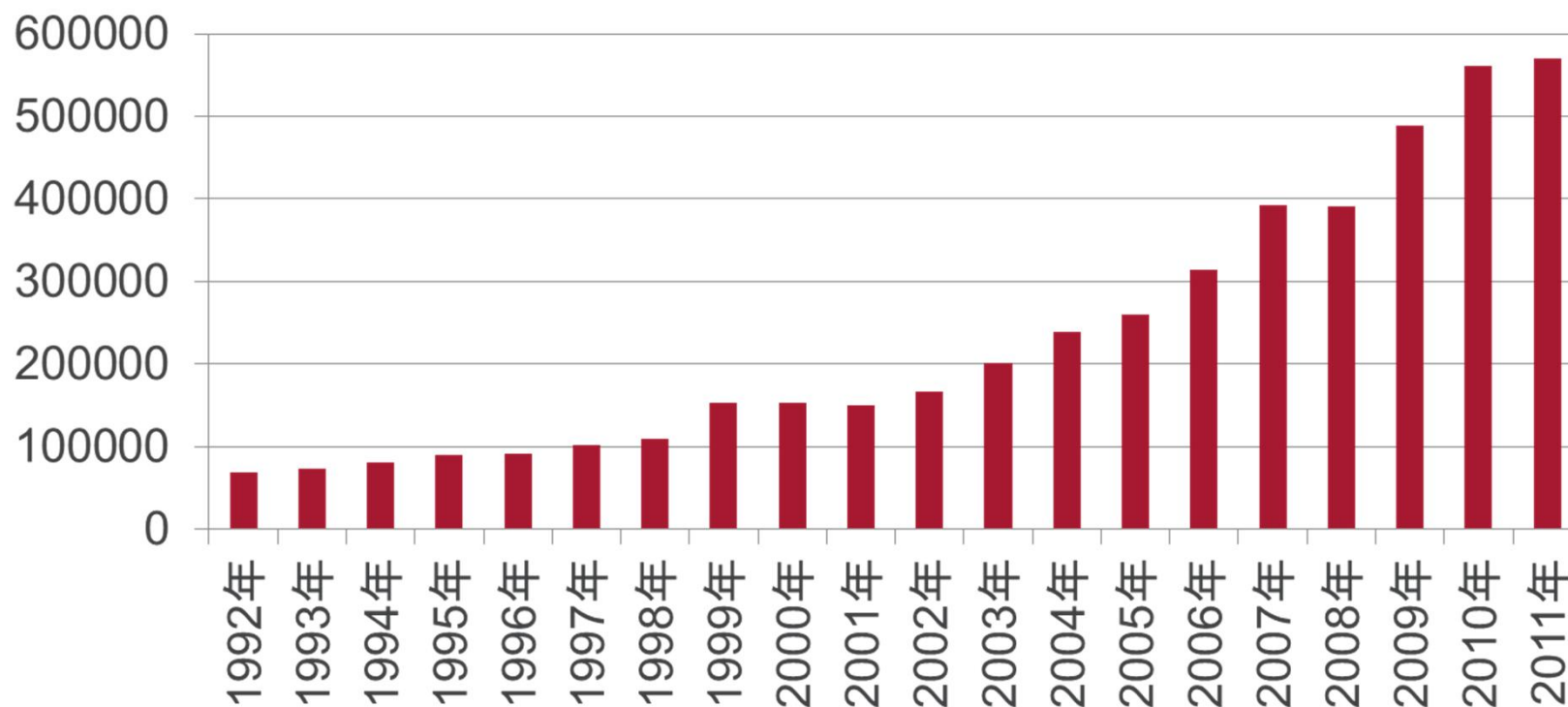
アフリカの名目GDP(10億米ドル)、各地域の実質成長率(%)



I アフリカ投資の魅力

魅力あるアフリカ市場 — 成長するアフリカ市場(続き)

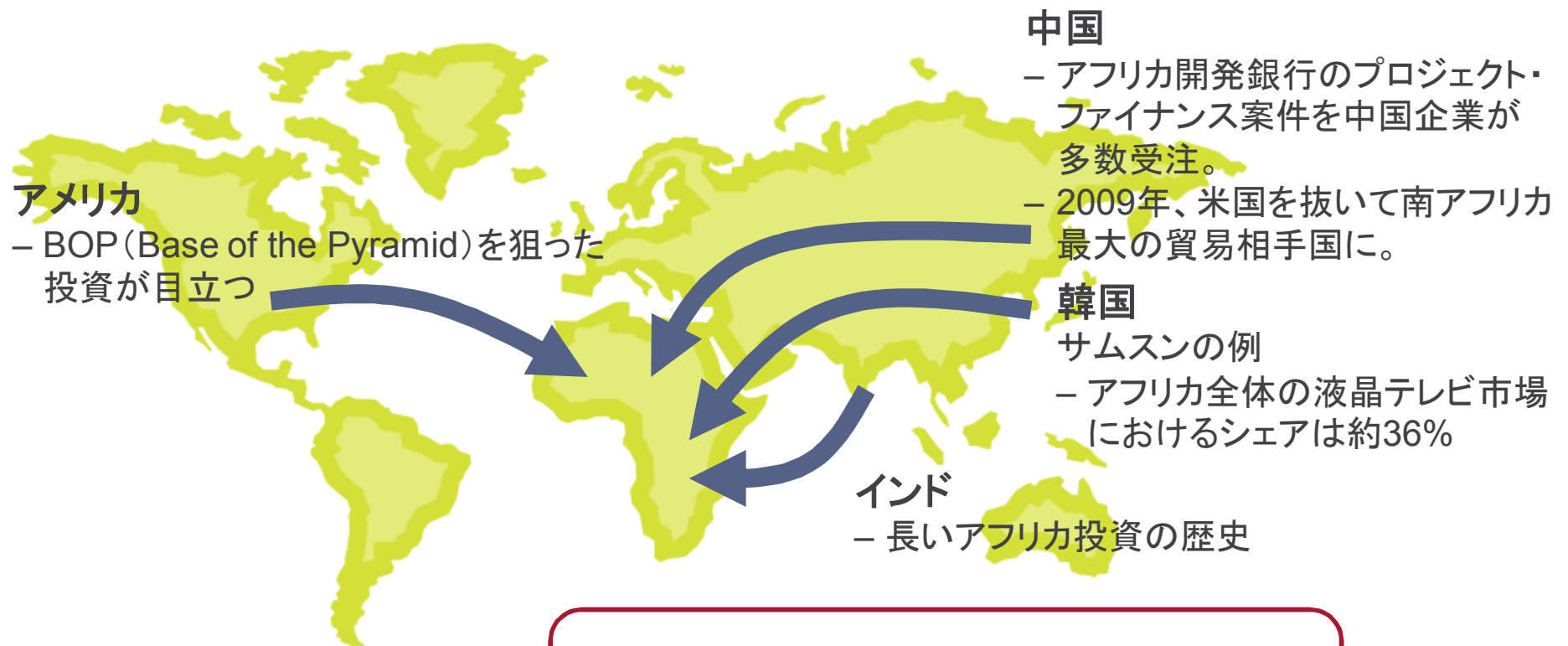
(百万米ドル) アフリカへの対内直接投資残高



出典: UNCTAD

I アフリカ投資の魅力

魅力あるアフリカ市場 — 他国の進出状況



諸外国と比較すると、日本からの投資は遅れをとっている

I アフリカ投資の魅力

魅力あるアフリカ市場

ベーカー&マッケンジーの経験から見るアフリカ投資の状況

ベーカー&マッケンジーは、アフリカ54カ国中、32カ国において実績を有しております。



Practice	%
Mergers & Acquisitions	17%
Banking & Finance	16%
Energy, Mining & Infrastructure	15%
Trade & Commerce	11%
Dispute Resolution	7%
Intellectual Property	6%
Employment	5%
Tax	5%
Compliance	5%
Capital Markets	4%
IT/C	4%
Corporate Counselling and Governance	3%
Anti-trust & Competition	1%
Real Estate	1%
TOTAL	100%

ベーカー & マッケンジーのアフリカにおける代表的案件

アルジェリア	銀行・金融	アルジェリアの対外債務(約140億米ドル)のリストラクチャリングに関連し、Club of Paris、複数の日系リース企業、イタリアの銀行2行と締結したローン契約に関する交渉と契約履行において、アルジェリア中央銀行を代理。	赤道ギニア	エネルギー、鉱業、インフラストラクチャ	Aluminum Corp of China(中国最大級のアリミニウム会社)とRio Tintoのギニアにおける赤道ギニアのSimandou鉄鉱プロジェクトの共同開発・運営に関する覚書締結に関してアドバイスを提供。
アルジェリア	コーポレートM&A	アルジェリアで固定回線事業を運営する合併会社の設立において、現地の企業側の弁護士としてOrascom Technologiesを代理。	ケニア	エネルギー、鉱業、インフラストラクチャ	ケニア、ナイロビのアティ川沿いにある84MWの中速ディーゼル発電設備の開発案件において、Unatracを代理。
アンゴラ	コーポレートM&A	スウェーデン、英国、ノルウェー、デンマークおよびアンゴラ他ヨーロッパ以外の国々における資産を含むグループ全体をサウジアラビア企業へ売却する際のデューデリジェンスに関連し、Preem Petroleumを代理。	ケニア	仲裁	ケニアの請負業者が建設した野菜貯蔵施設の建造物に関する仲裁案件において、クライアントを代理。
エジプト	銀行・金融	JBICとHSBCを主幹事とするシンジケート団の協調融資によるエジプトにおける海底油田掘削装置の建設とファイナンスに関し、豊田通商を代理。	コートジボワール	銀行・金融	コートジボワールにおける穀物生産・輸出のための数百万米ドルにのぼる輸出前貸金融に関連し、アフリカ輸出入銀行を代理。
エジプト	コーポレートM&A	味の素初の中東進出と同社の主力製品である調味料のカイロにおける販売拠点設置に関し、同社を代理。	コンゴ	コーポレートM&A	ロンドン証券取引所のAIM市場上場のオーストラリア企業であり、主要資産としてコンゴ(キセンダ)に銅山を所有するCopper Resourcing Corpの株式取得計画において、CNMCを代理。
エジプト	コーポレートM&A	エジプトでのトヨタブランド車両の組み立てを監督する新会社設立に関連し、トヨタエジプトと豊田通商が合併事業契約を締結する案件において、トヨタ自動車にアドバイスを提供。	ザンビア	銀行・金融	ザンビアの電力会社であるZESCOへの約37百万米ドルにのぼる輸出信用金融取引に関する案件において、Bank of Chinaを代理。
エチオピア	銀行・金融	エチオピアにおける穀物生産・輸出支援のためのエチオピア商業銀行への数百万米ドルにのぼる輸出前貸金融に関連し、アフリカ輸出入銀行を代理。	ジンバブエ	銀行・金融	ジンバブエ企業であるABC Zimbabweへの1,200万米ドルにのぼる輸出前貸金融において、アフリカ輸出入銀行を代理。
ガーナ	国際通商	ガーナの企業に向けた日本企業による物品販売に関する仲裁案件において、クライアントを代理。	タンザニア	訴訟・仲裁	FIDIC契約約款の下で実施された、タンザニアにおける工場での土木工事に関連する仲裁案件と、同国の裁判所で行われたその後の訴訟案件において、タンザニアの弁護士と協働し、英国の受託業者を代理。
ガンビア	銀行・金融	ガンビアの国有公益事業会社による8MWの重油精製設備の購入と発電所の改修に関する資金調達に関連し、アフリカ輸出入銀行を代理。	チュニジア	エネルギー、鉱業、インフラストラクチャ	チュニジアにおける油田の利権取得計画において、Copower Enterpriseを代理。

ベーカー & マッケンジーのアフリカにおける代表的案件(続き)

ナイジェリア	コーポレート M&A	Heerema Engineering and Project Services Finance (Luxembourg)からIntec group傘下企業の株式を取得した案件で、WorleyParsons Groupにアドバイスを提供。	リビア	コンプライア ンス	リビアで石油・ガス供給事業を実施する企業に対し、米国連邦海外腐敗行為防止法 (FCPA) およびその他の腐敗防止関連法違反の疑義に関する企業内調査を実施。
ナミビア	エネルギー、 鉱業、イン フラストラ クチャ	ナミビアのリューデリッツにおける双日株式会社、ナミビアのUnited Africa Group、韓国のKOMIPOが所有するDiaz Windによる風力発電プロジェクトにおいて、プロジェクト全体に関する各種アドバイスを提供。	リベリア	エネルギー、 鉱業、イン フラストラク チャ	リベリアにおけるナツメヤシとゴムのプランテーションおよび関連インフラの開発利権(8億米ドル)に関連し、Sime Darbyを代理。
南アフリカ	コーポレート M&A	JPモルガン・パートナーズが関連し、CCMP Capital Advisorsが管理するファンドおよびBancroft Private Equityから、Nowaco Czech RepublicおよびFarutexを2億5,000万ユーロで買収する案件において、南アフリカの投資ホールディング会社、Bidvest Groupにアドバイスを提供。	レソト	訴訟・仲裁	レソト高地道路プロジェクトの受託業者に対する紛争案件において、レソトを代理。
南アフリカ	コーポレート M&A	SABミラーによるKoninklijke Grolschの全発行済株式取得案件において、Koninklijke Grolschにアドバイスを提供。	アルジェリア、 モロッコ	コーポレート M&A	モロッコおよびアルジェリアにおける合併後の企業再編において、大手製薬会社にアドバイスを提供。
南アフリカ	コーポレート M&A	Dieter Liesenfeldの全資本金とRohde & Liesenfeld Internationalの全パートナーシップ持分の取得案件において、Geodisにアドバイスを提供。	アルジェリア、 ナイジェリア、 チャド	コーポレート M&A	Petro Chinaが親会社で中国最大の石油生産会社China National Petro Coから、アルジェリア、ナイジェリア、チャド、その他のアフリカ以外の国(合計10か国)に存在する資産を約25億米ドルで譲り受ける案件に関し、Petro Chinaを代理。
南アフリカ	エネルギー、 鉱業、イン フラストラク チャ	南アフリカにおける、現地企業のSamancor Ltd(親会社は英国企業のKermas)が所有するクロム鉄鉱に関する権益の50%の取得案件において、中国のSinosteel Corpを代理。	アルジェリア、 チュニジア、 モロッコ	知的財産	アルジェリア、モロッコ、チュニジアでの著作権とライセンス権について、大手ソーシャルネットワーク企業にアドバイスを提供。
モーリシャス	コーポレート M&A	タイの上場企業でホテルを運営するGrande Asset Development Publicの株式50.1%の取得案件において、Giant Mauritius Holdingsにアドバイスを提供。	アンゴラ、 ガボン、 コンゴ、 赤道ギニア、 ナイジェリア、 南アフリカ	コンプライア ンス	米国の石油・ガスサービスのグローバルプロバイダーにおける、腐敗防止および貿易に関する法令遵守マニュアルの作成と、南アフリカ、ナイジェリア、アンゴラ、コンゴ、ガボン、赤道ギニア、英国における各本部の従業員合計1,000名以上を対象としたFCPAの遵守に関する社内トレーニングを実施。
モロッコ	コーポレート M&A	スペイン、中国およびモロッコに子会社を保有するスペインの大手電子部品メーカーの買収に関連し、主任弁護士として、Minerva Capitalにアドバイスを提供。	カメルーン、 チャド	銀行・金融	カメルーンおよびチャドにおける大型石油パイプラインに関する資金調達(22億米ドル)に関連し、ヨーロッパの多国籍銀行を代理。
モロッコ	コーポレート M&A	モロッコにおける企業買収案件において、Safranの子会社であるLabinalを代理。	南アフリカ、 ルワンダ	労働	南アフリカ、ルワンダ、アチエ、東チモールにおける人権保護機構の有効性を分析(プロボノ)。

※国名による五十音順

I アフリカ投資の魅力

進出が難しいアフリカ市場

アフリカ投資、ビジネス上の難しさ

- 「大きさ」と「多様性」→ 近代的な発展の妨げの一因
- 単独では十分な市場規模を持たない国も多い
- 宗教・民族が多種多様 → 内紛が起こりやすい

アフリカ投資、法的な難しさ

- 日本と「投資保護に関する協定」を締結している国が少ない
 - 現時点でエジプト1カ国のみ

I アフリカ投資の魅力

地域拠点(ハブ)を通じたアフリカ投資戦略



- ・ アフリカの地域拠点(ハブ)を選び、拠点を設置



- ・ ハブから戦略的に地域共同体を活用

I アフリカ投資の魅力

アフリカの地域共同体

— 経済ブロックが可能性を広げるアフリカ市場

「アフリカ、10億超の巨大市場」

～あたかも1つの市場のように捉えるのはなぜか？



地域共同体の機能が進むことで、
アフリカ内の複数国を1つの
「経済ブロック」として扱える

“**経済ブロックの発想**”



I アフリカ投資の魅力

アフリカの地域共同体

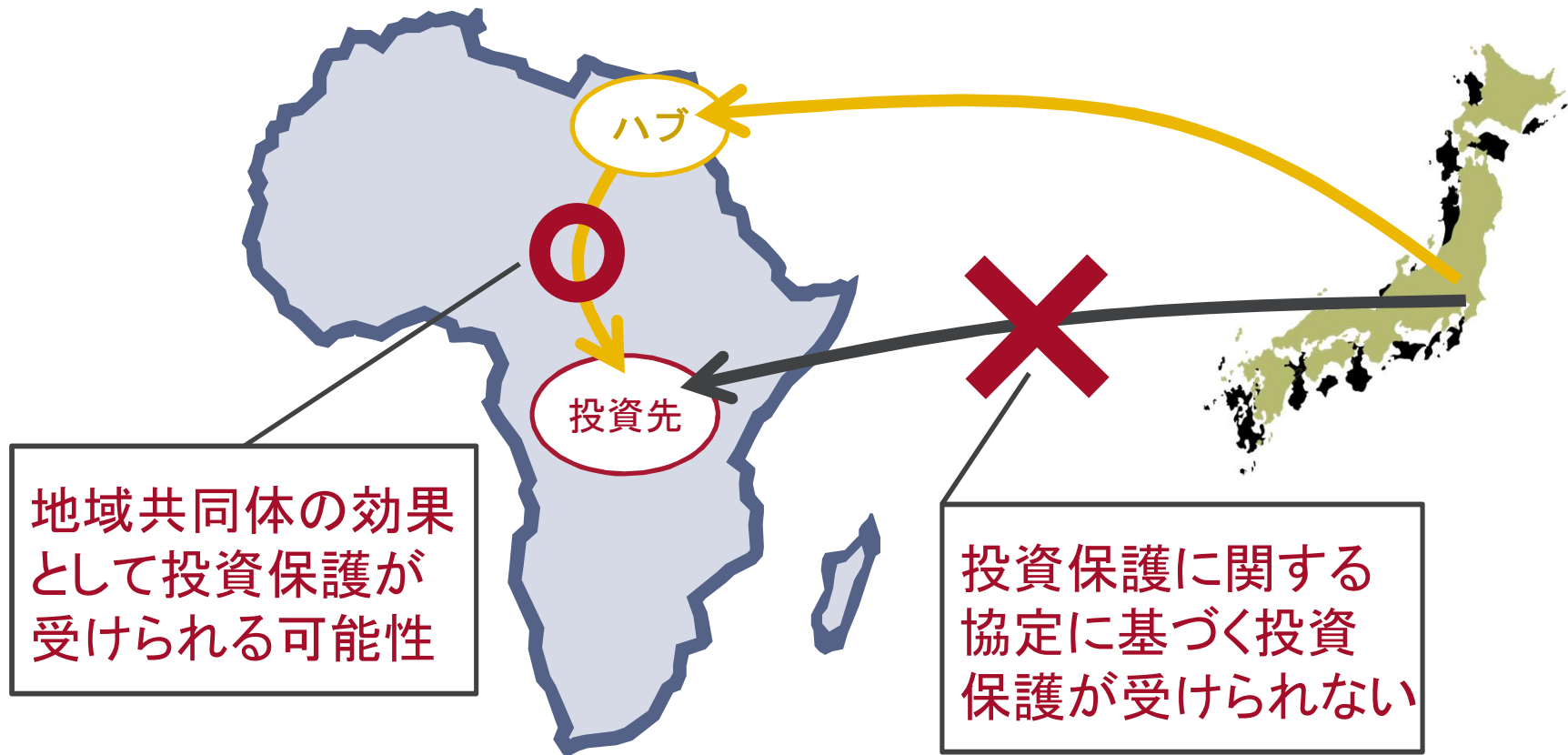
— 経済ブロックが可能性を広げるアフリカ市場(続き)

アフリカ内のFTAまたはEPAによる「経済ブロック」の例

	加盟国	域内合計人口	域内合計GDP
東南部アフリカ市場 共同体 (COMESA)	エジプト、ケニアを 含む19か国	約4億4500万人	約4918億米ドル
南部アフリカ開発 共同体 (SADC)	南アフリカを含む 15か国	約2億8000万人	約6586億米ドル
大アラブ自由貿易 地域 (GAFTA)	エジプト、モロッコを 含む18か国 (うちアフリカ6か国)	約3億4000万人 (うちアフリカ2億人)	約2兆3276億米ドル (うちアフリカ6639億 米ドル)

I アフリカ投資の魅力

アフリカの地域共同体 — 投資協定への足がかり





Ⅱ アフリカの投資リスク

Ⅱ アフリカの投資リスク

アフリカの投資リスクの典型例

アフリカ投資全般にかかわるリスク

- (1) 未成熟な法制度・紛争解決手段
- (2) 国有化・接收等
- (3) 贈収賄・汚職

アフリカ投資において国ごとに異なるリスク

- (4) 外資規制
- (5) 政情不安・テロ
- (6) 雇用・労働問題

Ⅱ アフリカの投資リスク

未成熟な法制度・紛争解決手段

ビジネスのしやすさランキング(185か国中、2013年版)

順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名
19位	モーリシャス	120位	ウガンダ	147位	ガンビア	171位	ジブチ
39位	南アフリカ	121位	ケニア	149位	リベリア	172位	アンゴラ
50位	チュニジア	123位	スワジランド	151位	マリ	172位	ジンバブエ
52位	ルワンダ	127位	エチオピア	152位	アルジェリア	175位	ベナン
59位	ボツワナ	130位	ブラジル	153位	ブルキナファソ	176位	ニジェール
64位	ガーナ	131位	ナイジェリア	156位	トーゴ	177位	コートジボワール
74位	セーシェル	132位	インド	157位	マラウイ	178位	ギニア
87位	ナミビア	134位	タンザニア	159位	ブルンジ	179位	ギニアビセウ
91位	中国	136位	レソト	161位	カメルーン	181位	コンゴ民主共和国
94位	ザンビア	140位	シエラレオネ	162位	赤道ギニア	182位	エリトリア
97位	モロッコ	142位	マダガスカル	166位	セネガル	183位	コンゴ共和国
109位	エジプト	143位	スーダン	167位	モーリタニア	184位	チャド
112位	ロシア	146位	モザンビーク	170位	ガボン	185位	中央アフリカ共和国

出典:世界銀行

Ⅱ アフリカの投資リスク

未成熟な法制度・紛争解決手段(続き)

- 先進国と比較して未発達な司法制度
 - 裁判が長期間にわたって継続
 - 投資先国政府または企業が相手方である場合、公正な裁判が受けられないおそれ
- 仲裁制度の限界
 - 投資先国政府が契約の相手方である場合、交渉力の差から、仲裁合意を契約書に定めることが難しい
 - 54か国中、22か国がニューヨーク条約未加盟、11か国がICSID条約未加盟

Ⅱ アフリカの投資リスク

国有化・接收

投資先国政府による投資家の利益の剥奪行為の例

- 資産の国有化・接收

【ケース①】
マダガスカル

クーデターにより発足した暫定政権が、大規模ニッケル鉱山事業につき、資産の国有化等を要求(2009年)

- 既存の契約内容の見直し

【ケース②】
コンゴ民主共和国

鉱業に関する契約を全て見直し(2007年～)

【ケース③】
ザンビア

政権交代後、前政権下で進められていた空港の建設・管理に関する契約が取り消される(2011年～)

- 許認可の取消または保留

- 法改正

Ⅱ アフリカの投資リスク 贈収賄・腐敗

腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) 2012年版
174か国中

ランキング	国名	ランキング	国名	ランキング	国名
43位	モーリシャス	94位	インド	139位	ケニア
50位	ルワンダ	94位	セネガル	139位	ナイジェリア
64位	ガーナ	105位	アルジェリア	144位	中央アフリカ共和国
69位	南アフリカ	113位	エチオピア	144位	コンゴ共和国
69位	ブラジル	118位	エジプト	157位	アンゴラ
75位	チュニジア	123位	シエラレオネ	160位	リビア
80位	中国	130位	コートジボワール	163位	ジンバブエ
88位	モロッコ	130位	ウガンダ	165位	チャド
88位	ザンビア	133位	ロシア	173位	スーダン

出典:トランスペアレンシー・インターナショナル

Ⅱ アフリカの投資リスク 贈収賄・腐敗（続き）

米国FCPA罰金額上位10件

順位	摘発企業	罰金額
1	シーメンス	8億米ドル
2	KBR/Halliburton	5億7900万米ドル
3	BEA	4億米ドル
4	Shamprogetti/ENI	3億6500万米ドル
5	テクニップ	3億3800万米ドル
6	日揮	2億1880万米ドル
7	ダイムラー	1億8500万米ドル
8	アルカテル・ルーセント	1億3700万米ドル
9	マジナルテレコム・ドイツテレコム	9500万米ドル
10	パナルピナ	8180万米ドル

※ 贈収賄・汚職行為がアフリカで行われた事例をハイライト

Ⅱ アフリカの投資リスク リスクマネジメントから考える投資戦略

① 拠点設置国と周辺国との「投資保護に関する協定」

リスクマネジメント効果

- (i) 未整備な法制度・紛争解決制度
- (ii) 国有化・接收等

② アフリカ内に地域統括拠点を置くことによる 「ガバナンスの強化」

リスクマネジメント効果

- (iii) 贈収賄・腐敗

Ⅱ アフリカの投資リスク

リスクマネジメントから考える投資戦略

— 投資保護

投資保護に関する協定とは、

— 投資協定

- 海外投資に関する規制をできる限りなくし、投資を自由に行える環境を整え、投資家および投資財産を保護するという国家間の約束(条約)

— EPA(経済連携協定)が投資保護に関する規定(実質的に投資協定と同じ内容)を含む場合も多い

Ⅱ アフリカの投資リスク

リスクマネジメントから考える投資戦略

— 投資保護(続き)

典型的な投資保護に関する協定の内容

- 外国投資家を国内投資家と公平に扱うためのルール
- 収用の制限
 - 政府による収用(国有化)を原則禁止
 - 公共目的のため、公正な補償を行う場合のみ、収用を認める
- 契約などの約束遵守
 - 契約等を通じて投資先国政府が投資家に対して負った約束の履行を義務づける
- 投資家と国家の紛争解決手続
 - 投資先国の投資協定違反につき、国際的な仲裁機関での紛争解決手続を求めることができる

Ⅱ アフリカの投資リスク

リスクマネジメントから考える投資戦略

— 投資保護(続き)

- 投資保護に関する協定は、以下のリスクのマネジメントに資する
 - (i) 未整備な法制度・紛争解決手段
 - (ii) 国有化・接收などによる投資家の利益の剥奪
- しかしながら、日本が投資保護に関する協定を締結しているのは、アフリカではエジプトのみ
 - アフリカのその他の国については投資保護を受けられない

投資保護に関する協定による利点をさらに享受するには？

- アフリカ内のハブを通じて周辺国に事業展開
 - 拠点所在国と周辺国との間に投資保護に関する協定が締結されていれば、投資先での紛争につき投資保護を受けられる可能性

Ⅱ アフリカの投資リスク

リスクマネジメントから考える投資戦略

— ガバナンス

アフリカ内に地域統括拠点を置くことでガバナンスを強化

実際に多いガバナンス体制とその問題点

- 日本(本社)やヨーロッパ(支社・統括会社)からアフリカ事業を統括
 - 物理的な制約(距離、時間等)からガバナンス不全に陥るおそれ

- アフリカ内の拠点からアフリカ事業を統括
 - ガバナンスの実効性が高まる
- アフリカ内の拠点にコンプライアンス責任者を設置
 - (iii) 贈収賄・汚職のリスクのマネジメントに資する
- 現地の事情を踏まえた迅速で機動的な経営も期待できる



Ⅲ アフリカの地域拠点(ハブ)

Ⅲ アフリカの地域拠点(ハブ) 「経済ブロック」への投資ステップ

第一段階

- ハブとなる拠点を置く国の条件
どこの国に拠点を設置すべきか？
 - 有望な国内市場
 - 比較的整備されたビジネスインフラ

第二段階

- この拠点をハブとして、同一の「経済ブロック」を構成する周辺国へ国境を越えてビジネスを展開



有望なハブ国の例

- エジプト
- 南アフリカ
- モロッコ

Ⅲ アフリカの地域拠点(ハブ)

なぜ、エジプト、南アフリカ、モロッコなのか

拠点となる市場の条件

- ① 有望な国内市場、比較的整備されたビジネスインフラ
- ② 投資保護に関する協定の締結状況
- ③ 貿易促進に関する協定の締結状況



Ⅲ アフリカの地域拠点(ハブ)

なぜ、エジプト、南アフリカ、モロッコなのか
— 有望な国内市場、比較的整備されたビジネスインフラ
エジプト、南アフリカ、モロッコの市場・ビジネスインフラ

	エジプト	南アフリカ	モロッコ
人口	8253万人 (3位)	5045万人 (5位)	3227万人 (11位)
GDP	2312億米ドル (2位)	4082億米ドル (1位)	1002億米ドル (5位)
2002～2011年平均実質成長率	4.7%	3.5%	4.6%
進出している日本企業数	65社 (2位)	96社 (1位)	25社 (4位)
ビジネスのしやすさ	109位 (11位)	39位 (2位)	97位 (10位)
腐敗認識指数	118位	69位	88位
ジェトロカイロ事務所ビジネス重点国ランキング アフリカ56か国中	3位	1位	6位

出典: 国連、世銀、トランスペアレンシー・インターナショナル、ジェトロ

(括弧内はアフリカ内の順位)

Ⅲ アフリカの地域拠点(ハブ)

なぜ、エジプト、南アフリカ、モロッコなのか — 投資保護に関する協定の締結状況

エジプト、南アフリカ、モロッコの投資保護に関する協定

エジプト	アルジェリア、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ民主共和国、ジブチ、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、リビア、ジンバブエ、マラウィ、マリ、モロッコ、モザンビーク、セイシェル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、チュニジア、ザンビア、ウガンダ、コモロ、エリトリア、ブルンジ、ケニア、マダガスカル、モーリシャス、ルワンダ、アンゴラ、ナミビア
南アフリカ	アルジェリア、アンゴラ、コンゴ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、ギアナ、リビア、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、タンザニア、チュニジア、ウガンダ、ジンバブエ、レソト、ザンビア、ボツワナ、スワジランド、マラウィ、ナミビア
モロッコ	エジプト、チャド、モーリタニア、スーダン、チュニジア、リビア、赤道ギニア、ギニア、中央アフリカ共和国、ガンビア、セネガル、ガボン、カメルーン、ベナン共和国、ブルキナファソ

投資協定およびEPA(投資保護を含むものに限る)の締結国一覧。ただし、署名後、未発効のものを含む。

Ⅲ アフリカの地域拠点(ハブ)

なぜ、エジプト、南アフリカ、モロッコなのか — 貿易促進に関する協定の締結状況

貿易促進に関する協定(FTA、EPA)による関税メリット

エジプト	二国間協定: モロッコ、チュニジア、リビア
	大アラブ自由貿易地域 (GAFTA) のうち: チュニジア、スーダン、モロッコ、リビア、アルジェリア
	東南部アフリカ共同市場 (COMESA) のうち: ブルンジ、ジブチ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、 モーリシャス、ルワンダ、コモロ、ザンビア、ジンバブエ、 リビア
南アフリカ	南部アフリカ開発共同体 (SADC) のうち: タンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、モーリ シャス、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、 ナミビア
	南部アフリカ関税同盟 (SACU) : ボツワナ、レソト、スワジランド、ナミビア
モロッコ	二国間協定: エジプト、チュニジア
	大アラブ自由貿易地域 (GAFTA) のうち: チュニジア、スーダン、モロッコ、リビア、アルジェリア

自由貿易協定(「FTA」)

- 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障害壁を削減・撤廃することを目的とする協定

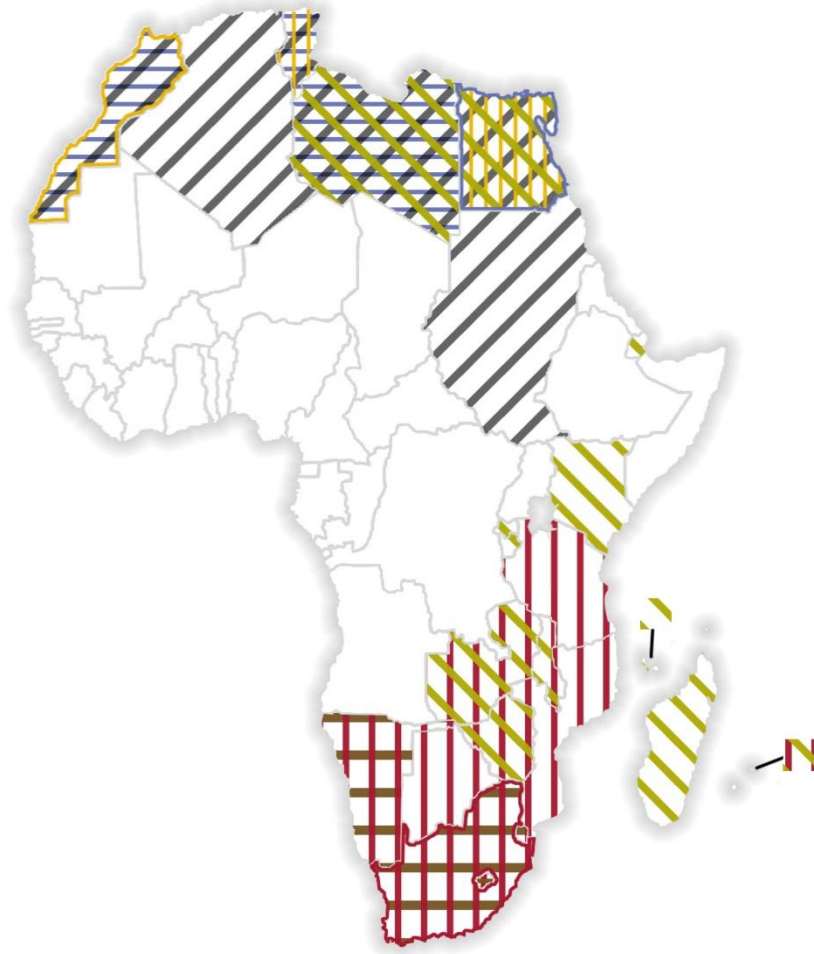
経済連携協定(「EPA」)

- 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護、競争のルール等幅広い経済関係の強化を目的とする協定

貿易促進に関する協定のうち、自由貿易地域または関税同盟の設立を目的とするもの(特恵貿易地域(Preferential Trade Area)にとどまるものは除く)の締結国一覧。各種ソースを元に弊社事務所作成。

Ⅲ アフリカの地域拠点(ハブ) 貿易促進に関する協定の締結状況(続き)

- エジプトとの二国間協定
- モロッコとの二国間協定
- 大アラブ自由貿易地域 (GAFTA)
- 東南部アフリカ共同市場 (COMESA)
- 南部アフリカ開発共同体 (SADC)
- 南部アフリカ関税同盟 (SACU)



Ⅲ アフリカの地域拠点(ハブ) ハブを通じたアフリカ投資の実例

エジプト、南アフリカ、モロッコをハブとしている企業

企業名	アフリカ内のハブを置く国
NEC	南アフリカ
エリクソン	エジプト、南アフリカ、ケニア、セネガル
ネスレ	エジプト、モロッコ、ケニア、ガーナ
サムスン電子	南アフリカ
華為技術 (ファーウェイ)	エジプト、南アフリカ



おわりに

リスクマネジメントの観点からみた投資戦略が必須

アフリカ投資、3つのポイント

I アフリカの投資戦略

II アフリカの投資リスク

III アフリカの地域拠点(ハブ)



ご清聴ありがとうございました。

ベーカー & マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

外国法事務弁護士 伊藤(荒井)三奈

〒106-0032

東京都港区六本木1-9-10

アークヒルズ仙石山森タワー28F

Tel: 03-6271-9727(直通)

Fax: 03-5549-7738

mina.arai-ito@bakermckenzie.com



伊藤(荒井) 三奈
オブ・カウンセル

所属グループ

コーポレートM&A、
大型プロジェクト、
訴訟・仲裁、
独占禁止法・競争法

弁護士プロフィール

当事務所の中東アフリカグループ代表。ペーカー&マッケンジーのカイロ事務所で約3年間駐在の後、現在は東京事務所において、中東・アフリカを含む新興国で事業を展開する日本企業の投資案件や訴訟案件を取り扱う。以前、東京事務所パートナー在任中は、大型M&A案件などに携わった豊富な経験をもつ。カイロでの執務前には、ブリュッセル、台北、ワシントンD.C.など世界各地においても長期に渡る海外駐在経験を有する国際派弁護士で、土地勘や人脈を生かし、現地の特異性に対応した実務的アドバイスを提供。日本および現地各国政府とも協働し、投資支援活動など公益的活動にも多数従事。

取扱業務

中東・アフリカなど新興国における投資および事業支援

主要実績

日本貿易振興機構(ジェトロ)エジプト・カイロ事務所 顧問
日本貿易振興機構(ジェトロ)トルコ・イスタンブール事務所 顧問
日本貿易振興機構(ジェトロ)より依頼を受け「エジプトビジネス法規ガイドブック」執筆
経済産業省より依頼を受け「エジプトにおける模倣品対策」講演・支援

担当弁護士として従事した代表的案件は以下の通り。

- 米国政府および米通商代表部を代理、貿易交渉における助言
- 台湾高速鉄道BOTプロジェクトにおける助言
- 国内最大手電機メーカーを代理、サウジアラビア会社買収、カタール合弁事業における助言
- 国内大手商社を代理、モロッコ会社買収、上場規制における助言
- 国内医療機関を代理、新興国におけるインフラ構築、病院・医療機関の買収への助言
- 国内メーカーを代理、リコール案件、代理店契約解除など海外訴訟における助言・交渉
- エジプト政府を代理、大型公益インフラ・プロジェクトにおける助言
- 国内最大手自動車メーカーを代理、エジプトでの合弁事業における助言
- 国内大手電機メーカーを代理、トルコ会社買収、事業設立への助言
- 国内メーカーを代理、チュニジアでの事業設立への助言
- 国内大手メーカーによる工場設立への助言
- 国内大手商社へのコンプライアンス案件での助言

中小企業による対外投資も積極的にサポート。政府からの助成金を含む支援プログラムも立ち上げた。

著書・論文

- 「中東・アフリカニュースレター」(共著 ペーカー&マッケンジー)
- Vol. 8 南アフリカにおける企業結合規則～M&Aで南アフリカに進出する際に適用の可能性 2013年4月
 - Vol. 7 トルコ代理店契約終了時のリスクと対策 2013年3月
 - Vol. 6 世界に広がる模倣品の問題 - エジプトにおける現状と展望 2013年2年
 - Vol. 5 2012年における法令・実務の動向 - UAE、エジプト、クウェート、ケニア、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、南アフリカ、モロッコ 2013年2月
 - Vol. 4 サウダイゼーション - サウジアラビア人の雇用比率～2013年2月までに対応が必要となる可能性 2012年11月
 - Vol. 3 政府や国営企業とのビジネスにおける注意点 - 裁判・調停制度の問題点とその対応 2012年9月
 - Vol. 2 トルコ商法、施行直前に多数の重要な変更 2012年9月
 - Vol. 1 トルコでの商法の大規模改正 2012年6月

「World Legal & Business Guide No.15 トルコ」『Business Law Journal』(レクシスネクシス・ジャパン、2012年6月号)

「World Legal & Business Guide No.10 エジプト」『Business Law Journal』(レクシスネクシス・ジャパン、2012年1月号)

Managing Cross-Border M&A Risk - EU Competition Law Perspective (2005年12月著)

Doing Business Guide in Taiwan (1998年5月著)

講演

- 「エジプトにおける模倣品対策」(経済産業省、日本貿易振興機構(ジェトロ)主催、2012年12月)
「アフリカ投資の最新事情」(海外投融資情報財団(JOI)、2012年10月)
「グローバル企業の選択 - アフリカ投資で知っておきたい魅力と法的リスク」(三菱東京UFJ銀行、東洋経済新報社、国際協力機構(JICA)共催、2012年6月)